

資料編

1. 福島市バリアフリー基本構想策定経過

2. 福島市地域公共交通活性化協議会

2-1. 設置要綱

2-2. 委員名簿

3. バリアフリー基本構想検討分科会

3-1. 設置規定

3-2. 委員名簿

4. バリアフリー基本構想庁内検討委員会

4-1. 設置要綱

5. アンケート調査・ヒアリング・ワーキンググループ

5-1. アンケート調査

5-2. ヒアリング

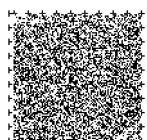
5-3. ワーキンググループ

6. まち歩き点検

6-1. 実施概要

6-2. 意見交換会

7. 用語集



1. バリアフリー基本構想の策定経過

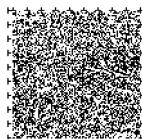
令和3年 福島市バリアフリーマスタートップラン

令和4年7月21日	第1回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会
7月28日	第1回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会幹事会
7月29日	第1回 福島市地域公共交通活性化協議会 バリアフリー基本構想検討分科会（策定の方向性（案）について）
8月5日～19日	関係団体アンケート調査・ヒアリング調査
8月26日	バリアフリー基本構想検討分科会 ワーキンググループ
9月9日～22日	飯坂温泉地区アンケート（宿泊施設対象）
	まち歩き点検・意見交換会
	・9月22日 中心市街地（1日目） ・9月30日 中心市街地（2日目） ・10月7日 飯坂温泉地区
10月25日	第2回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会幹事会
10月31日	第2回 福島市地域公共交通活性化協議会 バリアフリー基本構想検討分科会（まち歩き点検の結果について）
11月25日	飯坂温泉地区 勉強会及び意見交換会
11月29日	第3回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会幹事会（書面）
11月30日	第2回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会（書面）
11月30日	第3回 福島市地域公共交通活性化協議会 バリアフリー基本構想検討分科会（書面）（素案の（案）について）
12月14日	第4回 福島市地域公共交通活性化協議会 バリアフリー基本構想検討分科会（素案について）
12月15日	第3回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会（書面）
12月16日	第4回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会幹事会（書面）

素案

令和5年1月5日 ～2月6日	パブリックコメント
1月18日	第5回 福島市地域公共交通活性化協議会 バリアフリー基本構想検討分科会（書面）（自己評価報告）
2月10日	第5回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会幹事会（書面）
2月14日	第6回 福島市地域公共交通活性化協議会 バリアフリー基本構想検討分科会（原案承認について）
2月16日	第4回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会（書面）
3月15日	市議会建設水道常任委員協議会報告

策定（令和5年3月）



2. 福島市地域公共交通活性化協議会

2-1. 設置要綱

(目的)

第1条 福島市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要な公共交通等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化・再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域内における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保並びに地域公共交通の活性化および再生の推進に資するため、活性化・再生法第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画の策定及び実施に関する協議を行い、あわせて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第24条の4第1項及び同法第26条第1項の規定に基づき、第24条の2第1項の規定に基づく移動等円滑化促進方針（以下「バリアフリーマスターplan」という。）及び同法第25条第1項の規定に基づく移動等円滑化基本構想（以下「バリアフリー基本構想」という。）の策定及び実施に関する協議を行うため、設置する。

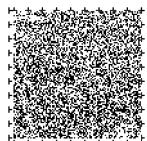
(事務所)

第2条 協議会の事務所は、福島市五老内町3番1号（福島市役所内）に置く。

(所掌事務)

第3条

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること

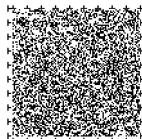


-
- (3) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること
 - (4) 地域公共交通計画の実施に係る協議及び連絡調整に関すること
 - (5) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること
 - (6) 総合的な交通政策の推進に必要と認められる事項に関すること
 - (7) バリアフリーマスタートップラン及びバリアフリー基本構想の策定及び変更の協議に関すること
 - (8) バリアフリーマスタートップラン及びバリアフリー基本構想の実施に係る協議及び連絡調整に関すること
 - (9) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと

(組 織)

第4条 協議会の委員は次の各号に定めるもので組織し、福島市長が委嘱する。

- (1) 福島市長又はその指名する者
- (2) 旅客の運送を行う鉄道事業者が指名する者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者
- (4) 一般乗用（貸切）旅客自動車運送事業者が指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体が指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
- (7) 市民又は利用者の代表
- (8) 障がい者団体等の代表又はその指名する者
- (9) 道路管理者又はその指名する者
- (10) 福島県福島警察署長又はその指名する者
- (11) 福島県福島北警察署長又はその指名する者
- (12) 国土交通省東北運輸局長が指名する者
- (13) 福島県の関係行政機関の職員
- (14) 学識経験者
- (15) 福島市長が必要と認める者



(任 期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 協議会に、会長及び副会長各 1 名を置く。

- 2 会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

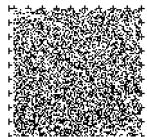
(会 議)

第 7 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない
- 3 委員は、会議への出席および議決権の行使を、代理人に委任することができる。
- 4 会議の議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。以下同じ）の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は、出席委員の 3 分の 2 以上の同意で決する。
- 5 会長は、必要と認める時は委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を求め、意見等を聞くことができる。
- 6 会議は書面にて協議することができる。
- 7 会議は、原則として公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事運営及び、個人情報等の取り扱い等については十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第 8 条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。



(分科会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ
協議会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(地域分会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応
じて、地域ごとに地域分会を設置することができる。

- 2 地域分会は関係する一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用（貸
切）旅客自動車運送事業者、その他必要と認められる者をもって構成
する。
- 3 地域分会において協議が調い、原則として地域の関係者間の同意が得
られた事項について協議会に提案することができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は福島市都市政策部交通政策課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をも
って充てる。

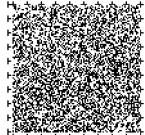
(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長
が別に定める。

(監事及び監査)

第14条 協議会に監事を2名置き、協議会の会計監査を行う。

- 2 監事は委員の中から会長が指名する。
- 3 監事は監査の結果を会長に報告しなければならない。



(協議会が解散した場合の措置)

第 15 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委 任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

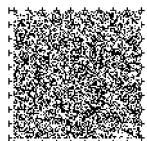
- 1 この要綱は、平成 28 年 6 月 14 日から施行する。
- 2 福島市地域公共交通会議設置要綱は廃止する。
- 3 福島市地域公共交通網形成計画策定協議会設置要綱は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 12 月 27 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 3 月 29 日から施行する。

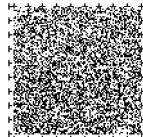


2-2. 委員名簿

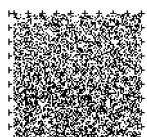
(令和4年7月29日現在)

◎：協議会長 ○：協議会副会長

	団体・機関名	役職	氏名	選出区分	備考
1	国立大学法人 福島大学 経済経営学類	准教授	よしだ いつき 吉田 樹	学識経験者	◎
2	福島学院大学 福祉学部 福祉心理学科 (福島市いきいき共生推進委員会)	教授 (会長)	えんどう としみ 遠藤 寿海	学識経験者	
3	公立大学法人 高崎経済大学 地域政策学部	准教授	ながの ひろかず 長野 博一	学識経験者	
4	東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社 福島支店	副課長	すずき まこと 鈴木 真	公共交通 事業者	
5	阿武隈急行株式会社	代表取締役 専務	にいせき かつぞう 新関 勝造		
6	福島交通株式会社 福島支社	支社長	むらかみ しんいちろう 村上 伸一郎		
7	ジェイアールバス東北 株式会社 福島支店	支店長	ちゅうばち よしひこ 中鉢 芳彦		
8	有限会社 カネハチタクシー	代表取締役	せきぐち ふみお 関口 富美男		
9	公益社団法人 福島県バス協会	専務理事	ししど しんいちろう 宍戸 紳一郎	事業者団体	
10	福島県タクシー協会	県北支部長	おおむら まさえ 大村 雅恵		
11	福島地区タクシー協同組合	事務局長	しが ひでき 志賀 英樹		
12	私鉄福島交通労働組合 福島支部	支部長	くにしま あさら 国嶋 章	運転者が 組織する団体	
13	全国自動車交通労働組合 連合会 福島地方本部	執行委員長	おおつき まさよし 大槻 政好		



14	福島市町内会連合会	副会長	さとう 佐藤 守 まもる	市民の代表	
15	ふくこぶし福島 (福島市老人クラブ連合会)	会長	すずき 鈴木 泰雄 やすお		
16	ふくしま市 女性団体連絡協議会	会長	おざわ 小澤 和枝 かづえ		
17	社会福祉法人 福島市社会福祉協議会	会長	こんの 紺野 喜代志 きよし		
18	福島市手をつなぐ親の会	理事	あらき 荒木 幸子 さちこ	障がい者 関連団体	
19	福島市視覚障がい者福祉協会	会長	むとう 武藤 永治 えいじ		
20	福島市聴覚障害者協会	会長	にしやま 西山 秀幸 ひでゆき		
21	公益財団法人 福島県障がい者スポーツ協会	書記	ましこ 増子 恵美 めぐみ		
22	NPO 法人 ふくしま バリアフリーツアーセンター	センター長	さとう 佐藤 由香利 ゆかり		
23	国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所	副所長	いとう 伊藤 英和 ひでかず		
24	福島県県北建設事務所	管理課長	たかはし 高橋 聰 さとし	道路管理者	
25	福島警察署	交通第一 課長	しおだ 塩田 徹 とおる		
26	福島北警察署	交通課長	こんの 今野 弘志 ひろし	都道府県警察	
27	国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸 企画専門官	ささき 佐々木 由隆 ゆたか		
28	福島県県北地方振興局	県民環境 部長	もりや 森谷 隆 たかし		
29	福島市立ふくしま支援学校	教頭	のむら 野村 茂彦 しげひこ		
30	福島市健康福祉部	部長	のだ 野田 幸一 こういち		
31	福島市都市政策部	部長	もり 森 雅彦 まさひこ	関係行政機関	○



3. バリアフリー基本構想検討分科会

3-1. 設置規定

(設置)

第1条 福島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）設置要綱

第9条第1項の規定に基づき、バリアフリー基本構想検討分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

2 分科会設置の期間は、バリアフリー基本構想策定の日までとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、協議会設置要綱第1条に定めたバリアフリー基本構想の策定にあたり、必要な検討を行い、その結果を協議会に報告する。

(組織)

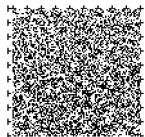
第3条 分科会の委員は次の各号に掲げる者のうちから、協議会長が任命する。

- (1) 旅客の運送を行う鉄道事業者が指名する者
- (2) 障がい者団体等の代表又はその指名する者
- (3) 道路管理者又はその指名する者
- (4) 福島県福島警察署長又はその指名する者
- (5) 福島県福島北警察署長又はその指名する者
- (6) 国土交通省東北運輸局長が指名する者
- (7) 福島県の関係行政機関の職員
- (8) 学識経験者
- (9) 協議会長が必要と認める者

(役員)

第4条 分科会に分科会長、副分科会長を置く。

- 2 分科会長は委員の中から協議会長が指名する。
- 3 分科会長は分科会を代表し、会務を総理する。
- 4 副分科会長は委員の中から分科会長が指名する。



-
- 5 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集し、会議の議長となる。

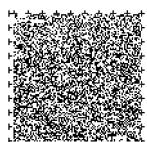
- 2 分科会長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることがある。
- 3 会議の運営に関する事項は、協議会設置要綱の規定を準用する。

(その他)

第6条 この規定に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規定は令和4年7月27日から施行する。



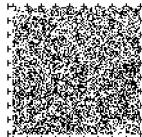
3-1. 委員名簿

(令和4年7月29日現在)

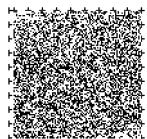
◎：分科会長

○：分科会副会長

	団体・機関名	役職	氏名	選出区分	備考
1	公立大学法人 高崎経済大学 地域政策学部	准教授	ながの 長野 博一	学識経験者	◎
2	福島学院大学 福祉学部 福祉心理学科 (福島市いきいき共生推進委員会)	教授 (会長)	えんどう 遠藤 寿海	学識経験者	○
3	東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社 福島支店	副課長	すずき 鈴木 真	公共交通 事業者	
4	阿武隈急行株式会社	代表取締役 専務	にいぜき 新関 勝造		
5	福島交通株式会社 福島支社	支社長	むらかみ 村上 伸一郎		
6	ふくこぶし福島 (福島市老人クラブ連合会)	会長	すずき 鈴木 泰雄	市民の代表	
7	ふくしま市 女性団体連絡協議会	会長	おざわ 小澤 和枝		
8	社会福祉法人 福島市社会福祉協議会	会長	こんの 紺野 喜代志		
9	福島市手をつなぐ親の会	理事	あらき 荒木 幸子	障がい者 関連団体	
10	福島市視覚障がい者福祉協会	会長	むとう 武藤 永治		
11	福島市聴覚障害者協会	会長	にしやま 西山 秀幸		
12	公益財団法人 福島県障がい者スポーツ協会	書記	ましこ 増子 恵美		



13	NPO 法人 ふくしま バリアフリーツアーセンター	センター長	さとう ゆかり 佐藤 由香利		
14	国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所	副所長	いとう ひでかず 伊藤 英和	道路管理者	
15	福島県県北建設事務所	管理課長	たかはし さとし 高橋 聰		
16	福島警察署	交通第一 課長	しおだ とおる 塩田 徹	都道府県警察	
17	福島北警察署	交通課長	こんの ひろし 今野 弘志		
18	国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸 企画専門官	ささき ゆたか 佐々木 由隆	関係行政機関	
19	福島市立ふくしま支援学校	教頭	のむら しげひこ 野村 茂彦		
20	福島市健康福祉部	部長	のだ こういち 野田 幸一		
21	福島市都市政策部	部長	もり まさひこ 森 雅彦		



4. 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会

4-1. 設置要綱

(設 置)

第1条 福島市バリアフリーマスターplan（令和3年6月策定）において設定した移動等円滑化促進地区におけるハード、ソフト、心のバリアフリー化を一体的に推進するための実施計画となる福島市バリアフリー基本構想（以下、「基本構想」という。）を策定するにあたり、必要な調査検討及び庁内の意見を調整するため、福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は基本構想策定のため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 調査検討及び庁内の意見調整に関すること。
- (2) その他基本構想の策定に関して必要なこと。

(組 織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- (2) 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- (3) 委員会に副委員長を置き、都市政策部長、健康福祉部長をもって充てる。

(委員長)

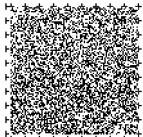
第4条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長がかけたときはその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- (2) 委員長が必要と認める時は、会議に関係職員の出席を求め、意見等を聞くことができるものとする。



(幹事会)

第6条 委員会に付すべき事案の調整及び検討を行うため幹事会を置く。

- (2) 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。
- (3) 幹事会に幹事長を置き、都市政策部次長をもって充てる。
- (4) 幹事会に副幹事長を置き、交通政策課長、共生社会推進課長をもって充てる。
- (5) 幹事会の会議は幹事長が招集し、幹事長が会議の議長となる。
- (6) 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときはその職務を代理する。
- (7) 幹事会が必要と認める時は、会議に関係職員の出席を求め、意見等を聞くことができるものとする。

(ワーキンググループ)

第7条 基本構想策定にあたり調査研究を行うため、幹事会にワーキンググループを置くことができる。

- (2) ワーキンググループは別表第2に掲げる所属の長の推薦があった者をもって組織する。
- (3) ワーキンググループは幹事長が招集し、幹事長が会議の議長となる。

(庶務)

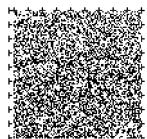
第8条 委員会、幹事会及びワーキンググループの庶務は、都市政策部交通政策課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月21日から施行する。
- 2 この要綱は、基本構想の策定完了をもってその効力を失う。

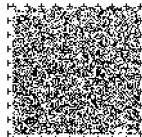


別表第1（第3条関係）

副市長	(委員長)
財務部長	
商工観光部長	
市民・文化スポーツ部長	
健康福祉部長	(副委員長)
建設部長	
都市政策部長	(副委員長)
教育部長	
飯坂支所長	

別表第2（第6条関係）

財務部	管財課長	
商工観光部	観光交流推進室次長	
市民・文化スポーツ部	定住交流課長 スポーツ振興課長	
健康福祉部	共生社会推進課長 障がい福祉課長 長寿福祉課長 保健総務課長	(副幹事長)
建設部	路政課長 道路保全課長 道路建設課長	
都市政策部	都市政策部次長 都市計画課長 交通政策課長 公園緑地課長 市街地整備課長 住宅政策課長	(幹事長) (副幹事長)
教育委員会	学校教育課長 生涯学習課長	
飯坂支所	経済建設係長	



5. アンケート調査・ヒアリング・ワーキンググループ

5-1. アンケート調査

5-1-1. アンケート調査実施概要

* 調査対象

福島市老人クラブ連合会	ふくしま市女性団体連絡協議会
福島市社会福祉協議会	福島市手をつなぐ親の会
福島市視覚障がい者福祉協会	福島市聴覚障害者協会
福島県障がい者スポーツ協会	ふくしまバリアフリーツアーセンター
福島市立ふくしま支援学校	福島自閉症児・者親の会

* 調査方法

調査票を郵送により配布し、返信用封筒による郵送にて回収

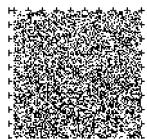
* 調査期間

令和4年8月5日（金）～8月19日（金）

* 質問項目

◆：選択式

問 1	中心市街地で日常的にどのような施設を利用しますか。
	その施設利用時にバリアフリーについて問題点はありますか。
◆ 問 2	問1の施設にはどのような手段で移動しますか。 電車・バス・タクシー・自家用車・徒歩・送迎
問 3	問1の施設へはどの経路を主に移動しますか。（別紙、地図添付） 別紙位置図に記入した経路を移動するときの バリアフリーについてどのように感じていますか。
◆ 問 4	ヘルプマーク（ストラップ）、ヘルプカードは活用されていますか。 毎日活用している・ときどき活用している・活用していない・その他
問 5	ヘルプマーク（ストラップ）、ヘルプカードの効果にはどのようなもの がありましたか。
問 6	外出先で移動等に困った時、 周りの人に助けを求めたりしていますか。
問 7	助けを求めたとき周りの人はどのような対応をしてくれましたか。 また、してくれなかつたことは。
問 8	その他 中心市街地でバリアフリーに関して気になっていること。



5-1-2. アンケート結果一覧

問1～問3に関して集計した結果を以下に示します。

心のバリアフリー推進に向けた質問項目（問4～問7）および、その他の点に関する寄せられた意見は以下の通りです。

事前アンケート結果(中心市街地)

【施設】

- エレベーターの故障が多い
- 1階ロビーに椅子が欲しい
- 地震のたびに入り口に陥没段差ができる
- エスカレーターが使いにくい
- インターホンが階段の上にある
- 近くにバス停がない
- バリアフリーを感じない。不便
- 客席への移動がスムーズでない
- 客席の車いすの場所を検討してほしい
- 休憩用の机椅子に優先席があるとありがたい
- 券売機がタッチパネルのみなので視覚障がい者のみでは利用できない
- 点字図書館は建物が古い
- 入口の点字ブロックに色がなく分かりづらい
- 入口の点字ブロックの上にカートや車いすを置いている
- バス乗り場で点字設置、案内板など分かりやすく
- 点字ブロックのすぐ横に事故処理のワゴンが停まっていることを見消してほしい
- 西口横断歩道の点字ブロックが壊れたまま

【施設】

- 1階のトイレは広い

【公共交通機関】

- 段差が見づらい
- ホームドアの設置を希望する
- 文字案内だけでなく色分けや絵などの視覚情報が欲しい
- バス乗り場の案内（行き先）をわかりやすくしてほしい
- 東西連絡自由通路の段差や床が濡れていることを解消してほしい
- 西口横断歩道の点字ブロックが壊れたまま

【トイレ】

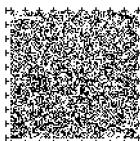
- 1階多目的トイレが壊れている
- 和式トイレが多い
- 多目的トイレが壊れたまま
- 1階のトイレが狭い
- 多目的トイレが男女別ではなく誰でも使えるようにしてほしい
- 車いすトイレの数を増やしてほしい
- 2、3階のトイレが狭く、車いすでは使えない

【駐車場】

- 駐車場が狭い
- 障がい者用駐車場が少ない
- 身障者駐車場が狭い所がある
- 立体駐車場にEVがあると助かる
- 子供発達支援センター側の駐車場の周知が必要
- 車いすスペース（ゼブラゾーン含む）に車両が常習的に駐車している。
- 駐車場の数が足りないため車いす用の駐車場に健常者の方が入れがち
- 駐車場を出入りする車と歩行者が入り乱れて危険

【移動経路】

- 横断歩道が欲しい
- 歩行者の横断が危険
- 点字ブロックがない
- 歩道橋を使用するための上り下りが面倒
- 踏切がこわいし通りづらい
- 屋外の地面がデコボコで車いすが通りにくい
- レンガ通りを横切る横断歩道で目の不自由な方が戸惑っているのをよく見かける
- 駅からの点字ブロックが途中で途切れている
- 音響式信号機の音が低い・小さい



◆ヘルプマーク・ヘルプカードの効果について

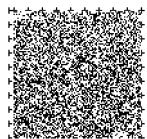
- ・周りに要配慮者の存在を知らせる意義は大きいと思う。
- ・自分が障がい者であることを周りに知らせる効果はあると思う。
- ・ほとんど親と一緒に行動しているが、話もできないので迷子になったために、子どもの情報と電話番号をヘルプカードに記入して、見えるようにリュックに付けている。
- ・選挙に行くときにヘルプカードやヘルプカードを見せて行っていると聞く。
- ・経験はないが、イベント会場などではぐれてしまった時の安心材料になる。
- ・選挙投票時にヘルプマークやカードを提示しただけでスムーズに代理投票することができた。(以前は、療育手帳を提示して受付に詳しい説明をしなければならなかった。)
- ・バスに乗るときに手助けをしてくれた。席を譲られた。
- ・横断歩道で横断するとき、車が止まってくれることが多い。
- ・買い物の時、店やレジの人が優しく丁寧に対応してくれる。
- ・多目的トイレに介助で一緒に入っても変な目で見られなくなった。
- ・周囲の方が見守ってくれていたり、お気遣いいただいている様子を感じる。

◆外出時に困った時の行動について

- ・お店で取りたい商品が低すぎたり高すぎる時、物を落として拾えない時等、自分で出来ないことが生じたときは、声をかけて手伝ってもらっている。
- ・方向や道が分からなくなってしまった時に、道を尋ねる。
- ・歩道の段差で転倒したとき、助けてもらっている。

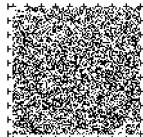
◆周囲の対応について

- ・快くお手伝いしてもらっている。
- ・以前はきつい言い方で断られるときもあったが、優しく対応してくれる人が増えたように感じる。



◆その他

- ・駐車場で担当を呼ぶとき電話しか連絡方法がない。聴覚障がい者は電話ができないので、困った時に助けを呼びにくい。
- ・たまにヘルプマークへの理解が得られておらず文句を言われることがあるので、カードの理解や心のバリアフリーを一層推進してほしいと感じる。
- ・ヘルプカードを付けている人を見ても、周りの人はどのように配慮すればいいのか、まだ理解がないように思う。
- ・道路だけでなく、飲食店等においても車いす利用者が入れないところがなくなるように整備して欲しい。
- ・公共交通機関で、乗り場案内等の色分けやピクトグラムなど、視覚支援を取り入れてほしい。分からぬから利用しないという人の話をたまに聞く。
- ・障がい者や高齢者、子育て中の方々などたくさんの市民の意見を聞き入れてほしいと思う。
- ・心のバリアフリーについて学校教育だけでなく、まちづくりの一環として市民講座など、たくさんの人人に広める取組を行ってほしい。
- ・展示物やカウンターなどは成人目線の高さだけでなく、子どもや車いすの目線にもあわせてもらいたい。
- ・駐車場の思いやりスペースは、建物の近くだったら良いというわけではない。近くなくてもいいので、十分な広さを確保してほしい。



5-2. ヒアリング

5-2-1. ヒアリング実施概要

* 調査対象

県立聴覚支援学校、県立視覚支援学校 職員

* 調査日時

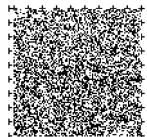
令和4年8月8日、8月19日

* 調査項目

児童・生徒の通学路やよく利用する施設に関して、その他

5-2-1. ヒアリング結果

- ・電車やバス、駅から徒歩、保護者による送迎など通学方法は様々である。
- ・徒歩の場合は、音響式信号のある信号を利用し、点字ブロックが整備されている歩道（遠回りのコース）を使うように指導している。
- ・点字ブロックが整備されれば、駅まで近いコースを使うことができる。
- ・お買い物の練習として近くのコンビニを利用するが、そこに音響式信号機がないので、全盲の生徒は車の運転音で信号機の赤・青を判断している。
- ・以前、交通事業者や駅ビルの方などを対象にサービスサポート研修を行った経過があり。駅員さんがある程度見守ってから声をかけてくれるなど、フロアバーレーボールの大会で全国の選手が福島市に来た時に評判は良かつた。
- ・点字ブロックの上に除雪した雪があり、道に迷い誰か通るまで壁際に立っていることがある。見かけたら「お手伝いすることありますか？」など声をかけてほしい。
- ・自転車の並走を避けようとして、電柱にぶつかることがあった。生徒には十分注意するように指導している。また、自転車のマナーの指導を行って欲しい。
- ・新設道路には建物の影になるなど、雪解けの影響を考慮したうえで点字ブロックをきちんと設置して欲しい。
- ・近隣の学校との交流によって、障がいの有無に関わらず友達同士になっていく姿が大変うれしく思う。



5-3. ワーキンググループ

【A班グループワークまとめ -中心市街地-】

2022年8月26日（金）13：30～15：00



◆コース①周辺に関して（保健福祉センターからMAXふくしま（案））

不便に感じるところ	<ul style="list-style-type: none">・視覚聴覚支援学校から南方向に歩くルートは人通りに対して歩道が狭い。・点字ブロックが浮いているなど、ボロボロになっている部分がある。
良いところ	<ul style="list-style-type: none">・歩道が広い部分もあって、利用しやすくなっているイメージである。・福祉センターの前にあった飾りブロックが撤去され使いやすくなった。
その他	<ul style="list-style-type: none">・コース①の周辺は車で行くことが多い（特にMAXふくしま周辺）。・（班内で質問：歩道の縁石が微妙な高さだが、危ないのではないか）縁石は、道路と歩道の区別の目印になっていて、高さが少しでもあると、白杖でなぞりながら歩くことができる。

◆コース②周辺に関して（福島駅からMAXふくしま（案））

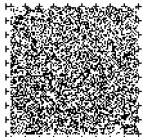
不便に感じるところ	<ul style="list-style-type: none">・バス停と点字ブロックが近すぎてぶつかりやすいため離してほしい。・福島駅の東西を連絡する通路は、地下道以外は矢剣ガードがあるが、歩道を自転車がスピードを出して通るため危険。矢剣ガードのコースも点検してはどうか？・市街地南側は歩道が広くなても電柱がそのままになっているので、ぶつかりやすい。（白杖を持つ手（利き手）の問題もあるかもしれない）・あづま歩道橋下の信号の青時間が短い。高齢者が急いで渡っている所をよく見かける。
良いところ	<ul style="list-style-type: none">・電柱は危険な一方、目印になっている側面もある。
その他	<ul style="list-style-type: none">・茶色のポールにぶつかり怪我をしたので、安全ものにしてほしい。・福島学院大学から南側に向けて神社仏閣巡りをしている人をよくみかける。もっと歩きやすくすれば利用者が増えるのではないか。

◆コース③周辺に関して（とうほう・みんなの文化センターから NCV ふくしまアリーナ（案））

不便に感じるところ	<ul style="list-style-type: none">・NCV 体育館入口看板と点字ブロックの距離が近く毎回ぶつかってしまう。・文化センターから音楽堂まではバスがないため、歩きやすくしてほしい。
良いところ	<ul style="list-style-type: none">・文化センター周辺は整備されているイメージ。

◆その他・全体的な意見

不便に感じるところ	<ul style="list-style-type: none">・マウントアップされている歩道のすりつけ部分が急であぶない。・点字ブロックは路面とのコントラストに気を付けた配色としてほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none">・信号の高度化 PICS（青時間延長等）をつかえば事故など無くなりそう。・点字ブロックや車止めは、景観を重要視するのもわかるが、高齢者や障がい者が使いやすることにも配慮してほしい。



【B班グループワークまとめ -中心市街地-】

2022年8月26日（金）13：30～15：00



◆コース①周辺に関して（保健福祉センターからMAXふくしま（案））

不便に感じるところ	<ul style="list-style-type: none"> 福島駅北側の陸橋や曾根田駅の踏切は怖い。（まち歩き点検のコースとしては不適と思う） 駅から支援学校へ向かう道路（交互通行）が狭く危険。歩道を拡げてほしい。
-----------	--

◆コース②周辺に関して（福島駅からMAXふくしま（案））

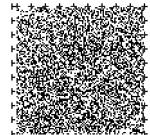
不便に感じるところ	<ul style="list-style-type: none"> 東口のバスプールは歩車道間に段差があり車いすの人が乗り降りしにくいのでは。 福島駅東口からアオウゼへの点字ブロックが途切れている。 東西通路の東口のエレベーターの場所が分かりづらい。 イトーヨーカドー前の歩道の横断勾配がきつい、傾いている。
良いところ	<ul style="list-style-type: none"> 駅地下通路は車いすでも通れる。 コラッセの駐車場は券を取る必要がなくて楽。

◆コース③周辺に関して（とうほう・みんなの文化センターからNCVふくしまアリーナ（案））

不便に感じるところ	<ul style="list-style-type: none"> NCV体育館周辺の点字ブロックが薄い。 NCV体育館の案内（ピクトグラム等）が分かりにくい。 NCV体育館の障がい者用駐車スペースがどこにあるのか分からない。
-----------	---

◆その他・全体的な意見

不便に感じるところ	<ul style="list-style-type: none"> 中央郵便局の車いす駐車場は1つしかなく、その路面標示が分かりにくいためか健常者が停めていることが多い。 まちなか広場のトイレの場所が分からぬ。情報発信・現地案内が必要。 大原総合病院近くの車道で歩行者の乱横断が多い。 矢剣ガード（こむこむ館南の東北本線をくぐる道路）は自転車道と歩行者道で分かれているが、歩行者道に階段があるため車いすは自転車道を通らなくてはならない。 駐車場は出場時の券の差し込みや支払いが難しい。 車いす駐車場がどこかわからない所が多い。 車いす駐車場の幅が狭く、車いすでは乗り降りできない場所がある。 緊急時の連絡方法が電話しかない場所では、聴覚障がい者は困る。（駐車場、エレベーター内、等）SOSボタンみたいなものがあるといい。
良いところ	<ul style="list-style-type: none"> 駅前の整備された道路は歩きやすい。（駅前通りやパセオ通り等）
その他	<ul style="list-style-type: none"> まちなか広場のトイレをまち歩き点検で確認したい。



6. まち歩き点検

6-1. 実施概要

【第1回】

実施日時	2022年9月22日（木）9：30～12：00
点検コース	コース①（パターン1・パターン2）、コース②

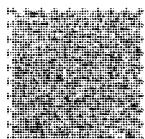
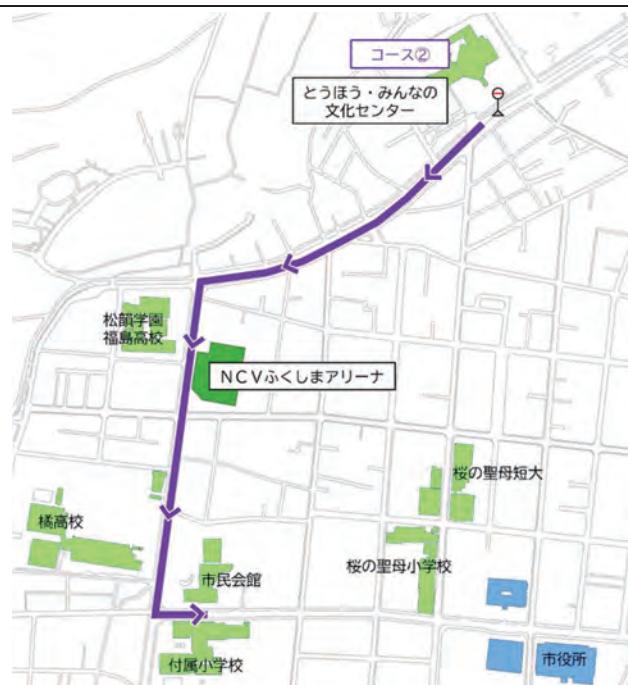
コース①（パターン1・パターン2）

【集合】
曾根田駅
↓
視覚支援学校
聴覚支援学校
↓
保健福祉
センター
↓
(バス移動)
↓
【意見交換会会場】
市民会館



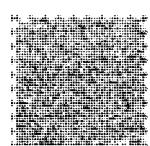
コース②

【集合】
とうほう・みんなの
文化センター
↓
NCVふくしま
アリーナ
↓
【意見交換会会場】
市民会館



【第2回】

実施日時	2022年9月30日（金）13:30~16:00
点検コース	コース③、コース④
コース③	<p>【集合】 福島駅東口 ↓ 東西連絡自由通路 ↓ 福島駅西口 ↓ 福島駅構内 (改札連絡通路) ↓ 駅前通り ↓ 【意見交換会会場】 福島学院大学</p> 
コース④	<p>【集合】 MAXふくしま ↓ 福島駅方面 ↓ 吾妻通り ↓ まちなか広場 ↓ 【意見交換会会場】 福島学院大学</p> 



実施日時	2022年9月30日（金）16:15~17:30
点検コース	コース⑤（事務局点検）
<u>コース⑤</u>	
<p>【集合】 福島学院大学 ↓ あづま陸橋下 ↓ こむこむ館 ↓ 矢剣ガード ↓ 福島駅西口</p>	

※コース⑤に関しては、事務局および車いす利用者との点検だったため、意見交換会は行っていません。そのため、点検時に出た意見を下記に示します。

【改善してほしい内容】

- ・あづま陸橋下の横断は車いすで通るには難しい造りになっている。
- ・矢剣ガードは歩道と自転車道が分かれており、自転車道はかなり急な坂となっている。車いす利用者は自転車道を利用しなければならなく、通るのが困難である。
- ・歩行者道の途中に階段があるという情報が入口看板から分からない。
車いす利用者が行った先で階段があり、戻らなければいけない状況になる。



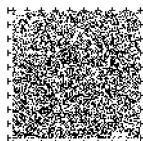
写真1(あづま陸橋下)



写真2(矢剣ガード)



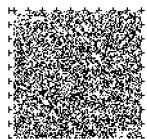
写真3(矢剣ガード)



6-2. 意見交換会

意見交換会では、まず同コースのグループで振り返りとして意見を出し合い、最後に、会全体でそれぞれのコースの意見共有を行いました。

次頁より意見交換会での意見、該当する写真をコース別に掲載します。



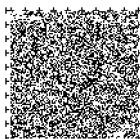
■まち歩き点検
【中心市街地 コース①】

問題
ポイント

良好
ポイント

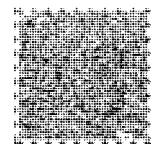
改善点

2022年9月22日(木) 9:30~11:00



■意見交換会結果

11:00~12:00



■まち歩き点検
【中心市街地 コース②】

問題 ポイント	良好 ポイント	改善点
------------	------------	-----

2022年9月22日(木) 9:30~11:00

コース② 約1.0km

文化センターの周辺は全体的に歩きやすい

案内板とプランターが置いてあるので入口が狭くなっている。
誘導用ブロックも近くにあり危ない

インテラーロッキングの剥がれがあり、つまづきの原因となっている

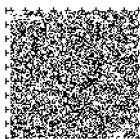
階段の鼻先が同系色になっていて分かりにくい

座席番号が小さくて見えづらい

雑草が点字ブロックを覆っており、歩行に支障をきたす

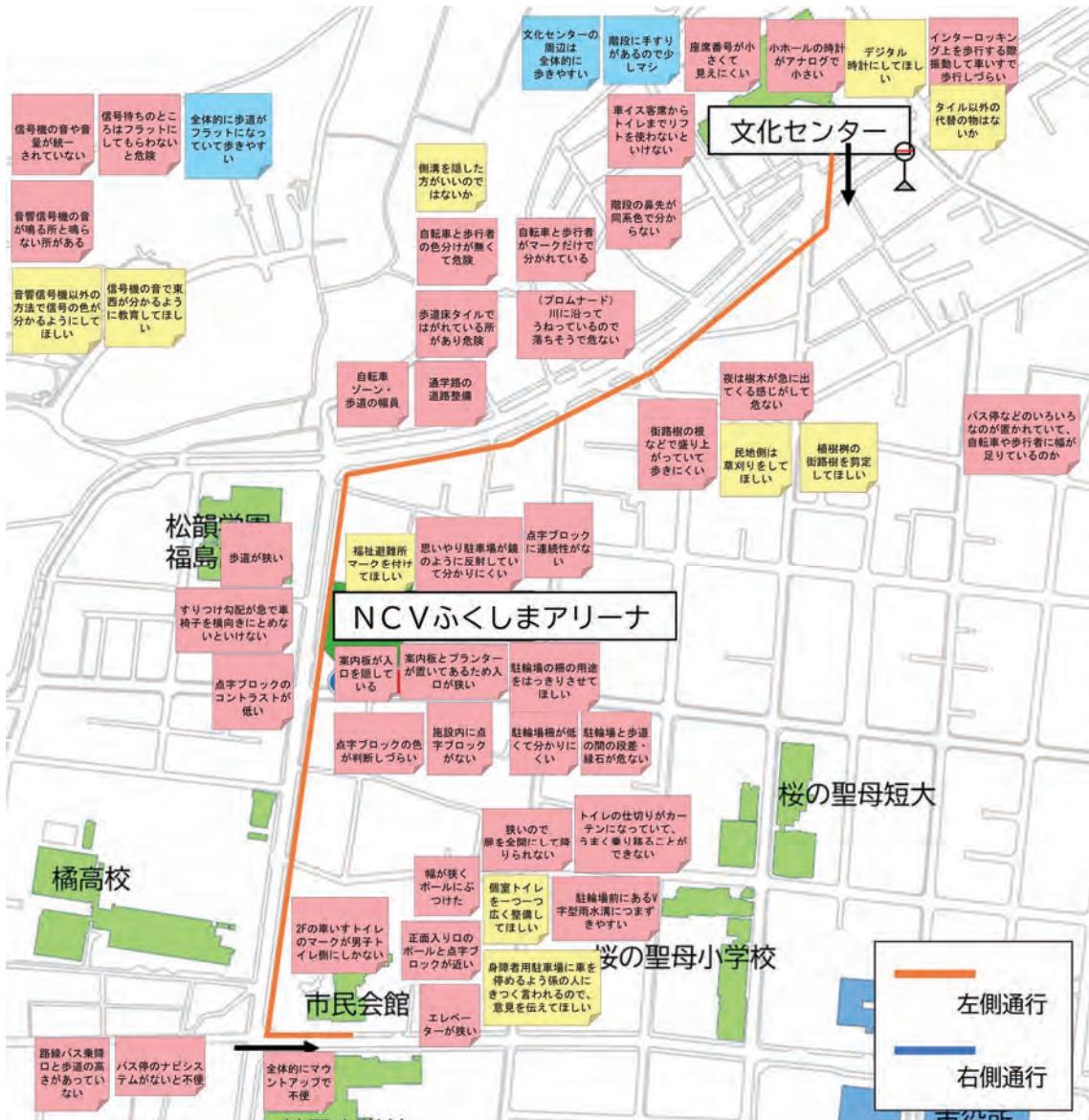
誘導用ブロックと地面と同化しており、判断しづらい

身障者用駐車場の案内表示が分かりづらい箇所にある



■意見交換会結果

11：00～12：00



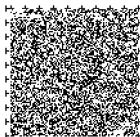
■まち歩き点検
【中心市街地 コース③】

問題
ポイント

良好
ポイント

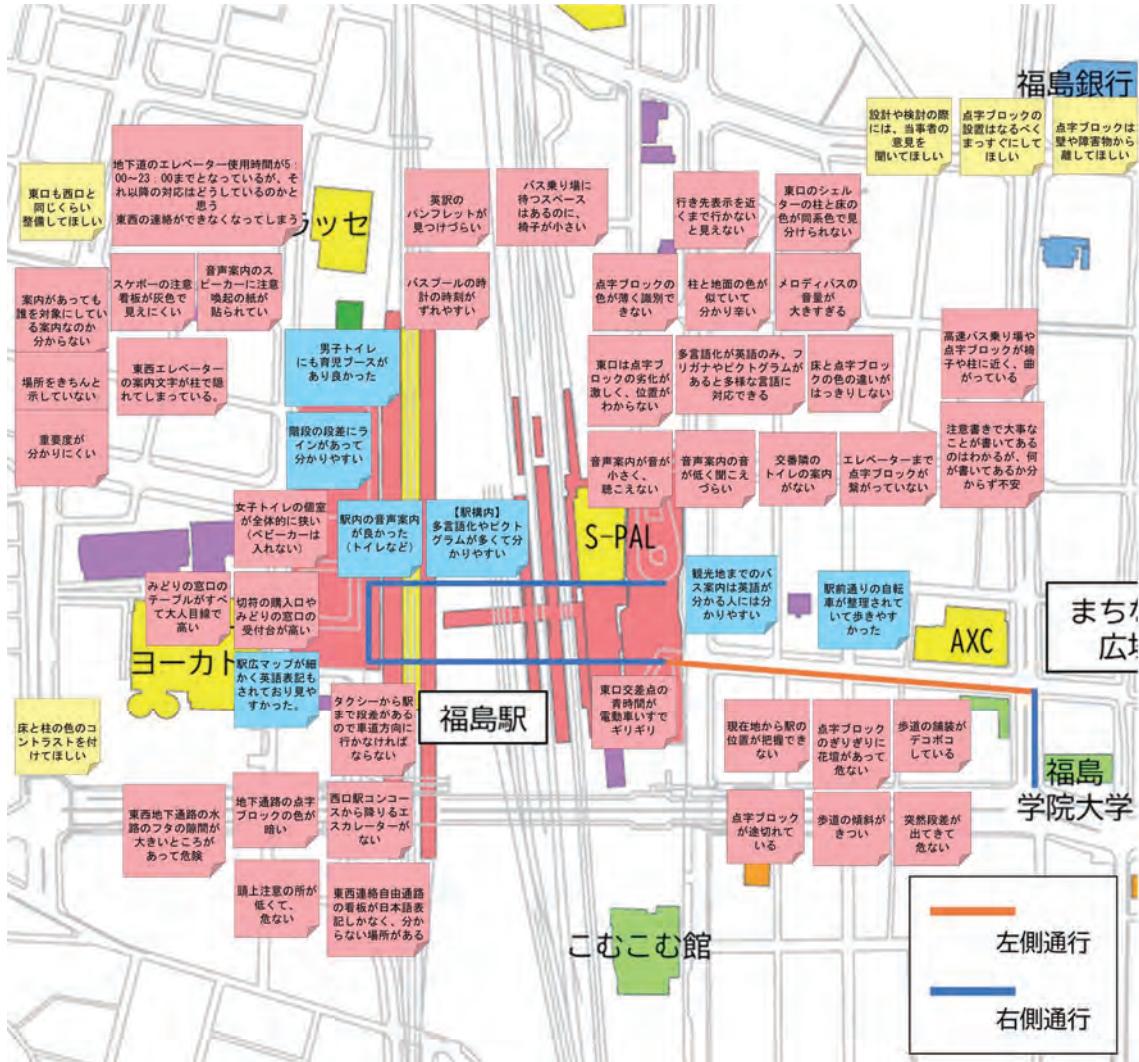
改善点

2022年9月30日(金) 13:30~15:00



■意見交換会結果

15：00～16：00



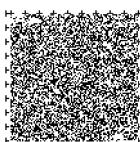
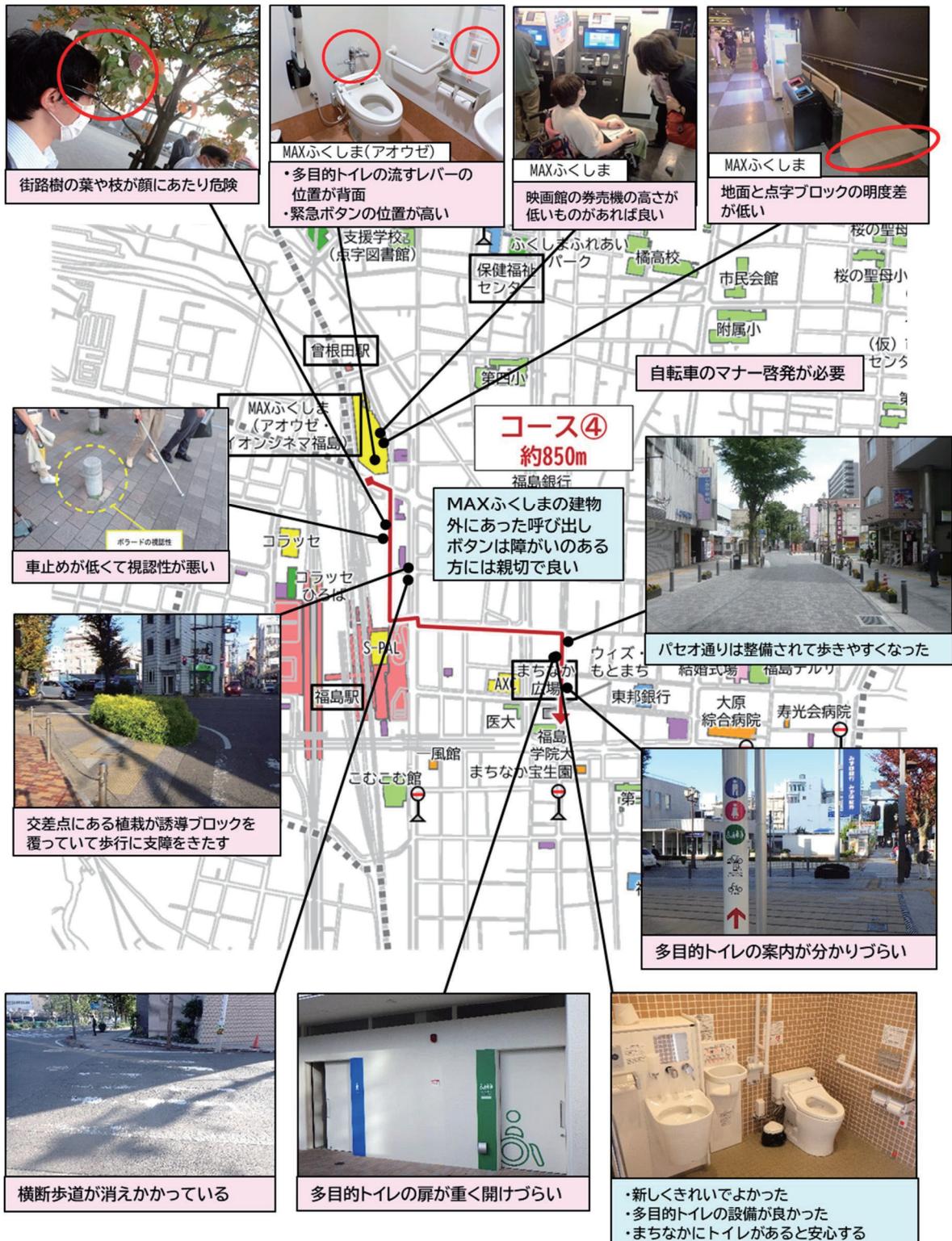
■まち歩き点検
【中心市街地 コース④】

問題
ポイント

良好
ポイント

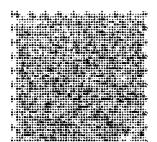
改善点

2022年9月30日(金) 13:30~15:00



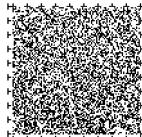
■意見交換会結果

15：00～16：00

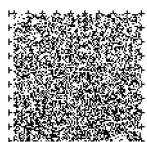


7. 用語集

索引	用語	解説
ア行	移動等円滑化	高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること
	移動等円滑化促進地区	生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区、生活関連施設及び生活関連経路について、バリアフリー化の促進が特に必要な地区、バリアフリー化を促進することが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区のこと
力行	教育啓発特定事業	心のバリアフリーを推進するため、市町村又は施設設置管理者等が行う事業で、市町村が作成するバリアフリー基本構想に位置付けて実施するもの
	建築物特定事業	出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令により定めるもの
	建築物特定施設	不特定多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する施設のこと
	公共交通特定事業	鉄道駅等や車両において実施する、バリアフリー化のために必要な設備の整備に関する事業のこと
	交通安全特定事業	すべての人が安全かつ円滑に移動できるよう、交通安全施設の整備を推進する事業のこと
	心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを意味している
	重点整備地区	バリアフリー法に基づく基本構想に定める重点的かつ一体的にバリアフリー化を行う必要がある地区
サ行	生活関連経路	生活関連施設間を連絡する移動経路のこと
	生活関連施設	高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等のこと



サ行	スパイラルアップ	計画(Plan)-実施(Do)-評価(Check)-改善(Action)のPDCAサイクルに基づき、新たな施策や措置を講じることによって段階的・継続的な発展を図していく考え方のこと
タ行	道路特定事業	道路におけるバリアフリー化のための施設や歩道、通行経路の案内標識等の設置や、歩道の拡幅、路面構造の改善等に伴う道路構造の改良のこと
	都市公園特定事業	都市公園の移動等円滑化のために、必要な特定公園施設の整備に関する事業
ハ行	バリアフリー推進パートナー	バリアフリーの推進に関する市の取組の趣旨・目的に賛同し、連携・協力いただける民間事務所や団体のこと
	バリアフリー推進パッケージ	官民一体でソフト・ハード両面のバリアフリーを実践することで「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指し、次世代へ繋いでいくことを目標として市が取り組む事業のこと
	ピクトグラム	言語に制約されずに、視覚的に何らかの情報や注意を伝達するための絵文字のこと
ヤ行	ユニバーサルデザイン	年齢や性別、身体能力、言語などの違いに関わらず、はじめから、すべての人が使いやすいように、建物や製品、サービスなどを計画、設計しようとする考え方のこと
ラ行	路外駐車場	時間貸し駐車場だけでなく、商業施設や病院などの駐車場も対象として、不特定多数の人が利用できる駐車場のこと
	路外駐車場特定事業	特定路外駐車場において実施する、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設、その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業



福島市バリアフリー基本構想
～中心市街地～

令和5年3月

編集・発行 福島市 都市政策部交通政策課
健康福祉部共生社会推進課
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
電話番号 024-535-1111（代表）

